子どもの自殺対策プロジェクトチーム会議 次第

| | | | | | | | | 日 | 時 | 令和 4 | 年 1 | 0月25 | 日(火) | 10:30 |) ~ 12∶00 |
|---|-----|-----|----------------------------------|----------|-----|-----|----|------------|-----|------|-----|------|------|-------|------------------|
| | | | | | | | | 場 | 所 | 県庁本 | 館 | 特別会 | 議室 | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 開 | 킭 | 会 | | | | | | | | | | | | |
| 2 | t d | ろしい | さつ |) | | | | | | | | | | | |
| 3 | | | 事 ^項 成 ^全 | | り自刹 | 设の現 | 状に | ついて | て【資 | 料1】 | | | | | |
| | | | | | | | | 進計画 【資料 | | 長野県 | 「子 | どものに | 自殺ゼ | ロ」を | 目指す |
| | (3) | 第 | 4 ጀ | 火長里 | 予県自 | 1殺対 | 策推 | 進計區 | 画の策 | 定につい | いて | 【資料 | 3、4 |] | |
| | (4) | 高 | 校与 | 上世代 | 代の自 | 1殺対 | 策に | ついて | て【資 | 料5】 | (以 | 下非公開 | 月) | | |
| | (5) | そ | のfl | <u>b</u> | | | | | | | | | | | |
| 4 | 閉 | Ħ | 会 | | | | | | | | | | | | |

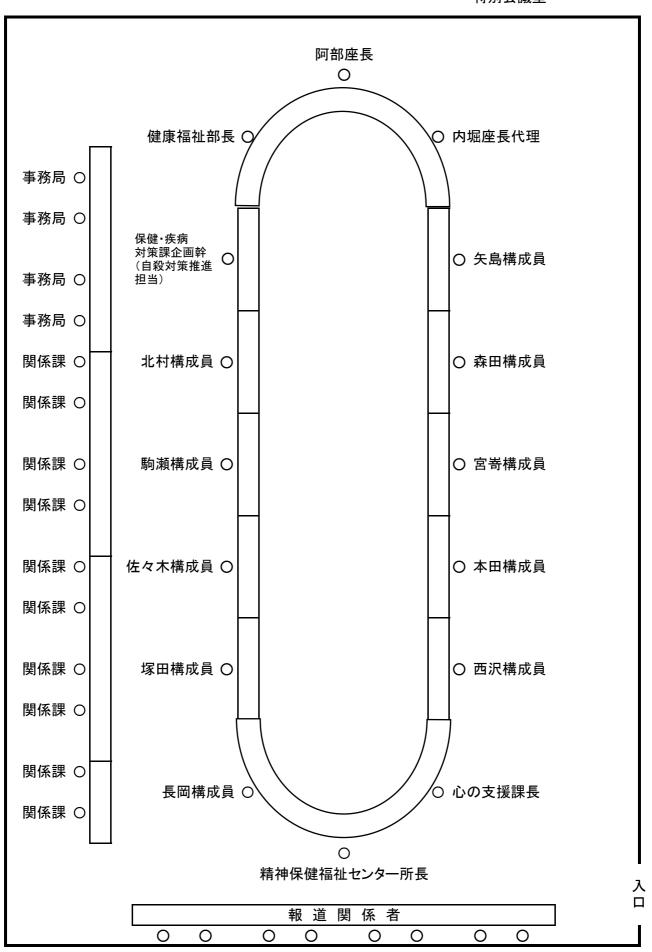
子どもの自殺対策プロジェクトチーム構成員名簿

R4 年度~

| 職 | 氏 名 | 所属及び職 | マロック 備考 |
|------|--------|---|-------------------|
| 座長 | 阿部 守一 | 長野県知事 | |
| 座長代理 | 内堀 繁利 | 長野県教育委員会教育長 | |
| 構成員 | 北村 康彦 | 長野県中学校長会長 長野市立柳町中学校長 | |
| 11 | 駒瀬 隆 | 長野県高等学校長会長 長野県飯田高等学校長 | |
| 11 | 佐々木 尚子 | 長野県教育委員会スクールカウンセラー (公認心理師・臨床心理士) | |
| 11 | 清水 康之 | 特定非営利活動法人 ライフリンク代表 | 欠席 |
| 11 | 塚田・由美 | 中央児童相談所長 | |
| 11 | 長岡 秀貴 | 特定非営利活動法人 侍学園スクオーラ・今人 理事長 | |
| " | 西沢 宏 | エクセラン高等学校長 | |
| " | 本田 秀夫 | 精神科医師 信州大学医学部子どものこころの発達医学教室教授 | |
| " | 宮嵜 貞子 | 長野県教育委員会スクールソーシャルワーカー | |
| 11 | 森田 舞 | コーチングアカデミー長野校校長 ゆめサポママ@ながの共同代表 | |
| II. | 矢島 宏美 | 特定非営利活動法人 子ども・人権・エンパワメント CAPながの代表 長野県教育委員 | |

子どもの自殺対策プロジェクトチーム会議 配席図

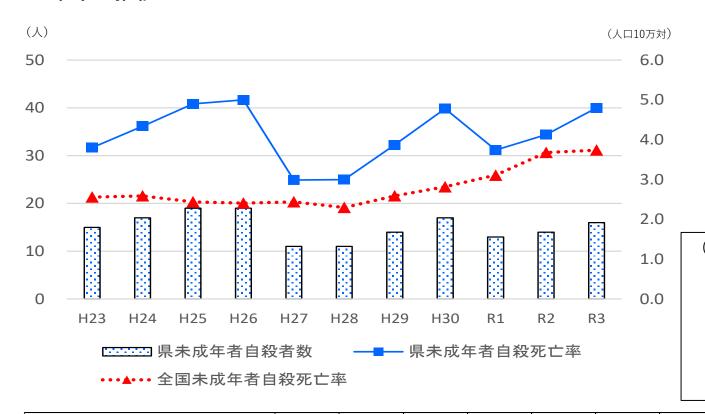
令和4年10月25日(火) 特別会議室



長野県の未成年者の自殺者数・自殺死亡率(人口10万対)の推移(~R3)

令和4年(2022年) 10月25日 保健·疾病対策課

■単年の推移 ※出典:人口動態統計(厚生労働省 自殺日・住所地)、人口推計(総務省)



- ■未成年者の自殺死亡率は、 <u>全国平均を上回って推移</u> している。
- ■令和3年の未成年者の自殺 死亡率は、<u>全国、長野県と</u> もに上昇している。

(参考) 統計による数値の違い

- ●人口動態統計(厚生労働省) 自殺日・住所地
- ●自殺統計(厚生労働省) 自殺日・住居地
- ●少年非行の概況(長野県警) 発見日・発見地

| | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 |
|---------------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 県未成年者自殺者数(人) | 15 | 17 | 19 | 19 | 11 | 11 | 14 | 17 | 13 | 14 | 16 |
| 県未成年者自殺死亡率(人口10万対) | 3.80 | 4.34 | 4.90 | 5.00 | 2.99 | 3.00 | 3.87 | 4.78 | 3.74 | 4.13 | 4.80 |
| 全国未成年者自殺死亡率(人口10万対) | 2.56 | 2.59 | 2.44 | 2.41 | 2.44 | 2.30 | 2.59 | 2.82 | 3.11 | 3.68 | 3.74 |
| 少年非行の概況による自殺者数 (人) | 12 | 17 | 17 | 17 | 12 | 11 | 12 | 12 | 10 | 13 | 12 |

長野県の未成年者の校種別自殺者数 (H29~R3)

■過去5年(<u>合計</u>)の未成年者の自殺者の状況 ※出典:警察庁自殺統計原票データを厚生労働省(自殺対策推進室)において特別集計

| 大区分 | 中区分 | 自殺者 | ť数(人) | 構成割 | 合(%) | 全国比 (%) |
|--------|--------|------|-------|------|------|---------|
| 八色刀 | 小区分 | 長野県① | 全国② | 長野県 | 全国 | 1/2 |
| | 小 学 生 | 0 | 51 | 0.0 | 1.5 | 0.0 |
| | 中学生 | 6 | 637 | 10.3 | 19.0 | 0.9 |
| 学生・生徒等 | 高 校 生 | 35 | 1,381 | 60.3 | 41.2 | 2.5 |
| 丁工 工灰寸 | 大 学 生 | NA | 301 | NA | 9.0 | NA |
| | 専修学校生等 | NA | 250 | NA | 7.5 | NA |
| | 計 | 44 | 2,620 | 75.9 | 78.2 | 1.7 |
| 有職 | 者 | 10 | 396 | 17.2 | 11.8 | 2.5 |
| 無職 | 者 | 4 | 326 | 6.9 | 9.7 | 1.2 |
| 不 | 詳 | 0 | 8 | 0.0 | 0.2 | 0.0 |
| 計 | | 58 | 3,350 | 100 | 100 | 1.7 |

※3件未満はNAと表示

- 長野県も全国も高校生が最も多い。
- 長野県は全国と比べ、高校生、有職者 の割合が多い。
- 長野県は全国と比べ、中学生、大学生、 専修学校生等の割合が低い。

■過去5年(単年)の未成年者の自殺者数の推移 ※出典:長野県警「少年非行の概況」(発見日・発見地)

| 区分 | | H28 | | | H29 | | | H30 | | | R1 | | | R2 | | | R3 | | | 合計 | |
|---------|----|-----|----|----|-----|----|----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 巨万 | 男子 | 女子 | 計 | 男子 | 女子 | 計 | 男子 | 女子 | 計 | 男子 | 女子 | 計 | 男子 | 女子 | 計 | 男子 | 女子 | 計 | 男子 | 女子 | 総計 |
| 中 学 生 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 2 | 1 | 3 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 5 | 1 | 6 |
| 高 校 生 | 5 | 2 | 7 | 4 | 3 | 7 | 1 | 5 | 6 | 6 | 2 | 8 | 9 | 0 | 9 | 5 | 1 | 6 | 30 | 13 | 43 |
| その他の学生 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 2 | 0 | 2 | 6 | 0 | 6 |
| 有 職 少 年 | 1 | 1 | 2 | 1 | 1 | 2 | 2 | 1 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 3 | 0 | 3 | 7 | 4 | 11 |
| 無職少年 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 3 | 1 | 4 |
| 計 | 8 | 3 | 11 | 8 | 4 | 12 | 5 | 7 | 12 | 8 | 2 | 10 | 12 | 1 | 13 | 10 | 2 | 12 | 51 | 19 | 70 |

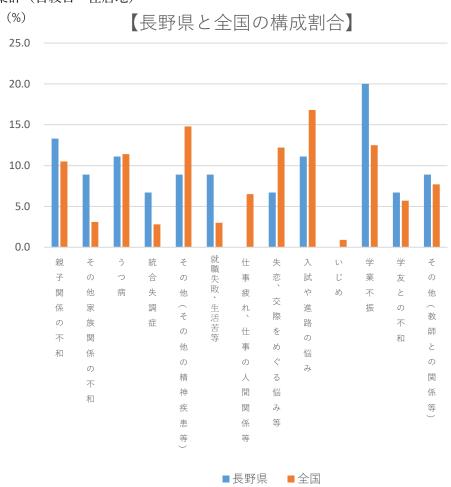
- ■長野県の自殺者は、男子が多い。(H30年を除く)
- ■R3は5年ぶりに中学生の自殺者数が0人となった。 ※小学生は0人のため除外

未成年者の原因・動機別の自殺者数 (H29~R3)

※出典:警察庁自殺統計原票データを厚生労働省(自殺対策推進室)において特別集計(自殺日・住居地)

| | 原因・動機 | 自殺者数 | 效(人) | 原因・動に占める害 | |
|----------|------------------|------|-------|-----------|------|
| 区分 | 細 区 分 | 長野県 | 全国 | 長野県 | 全国 |
| 家庭問題 | 親子関係の不和 | 6 | 238 | 13.3 | 10.5 |
| | その他家族関係の不和 | 4 | 70 | 8.9 | 3.1 |
| | 家族のしつけ・叱責 | NA | 160 | NA | 7.0 |
| | その他 (家族の死亡等) | NA | 115 | NA | 5.1 |
| | 計 | 13 | 583 | 28.9 | 25.6 |
| 健康問題 | 身体の病気 | NA | 57 | NA | 2.5 |
| | うつ病 | 5 | 258 | 11.1 | 11.4 |
| | 統合失調症 | 3 | 64 | 6.7 | 2.8 |
| | その他(その他の精神疾患等) | 4 | 336 | 8.9 | 14.8 |
| | 計 | 14 | 715 | 31.1 | 31.5 |
| 経済・生活問題 | 就職失敗、生活苦等 | 4 | 68 | 8.9 | 3.0 |
| 勤務問題 | 仕事疲れ、仕事の人間関係等 | 0 | 147 | 0.0 | 6.5 |
| 男女問題 | 失恋、交際をめぐる悩み等 | 3 | 278 | 6.7 | 12.2 |
| 学校問題 | 入試や進路の悩み | 5 | 381 | 11.1 | 16.8 |
| | いじめ | 0 | 21 | 0.0 | 0.9 |
| | 学業不振 | 9 | 284 | 20.0 | 12.5 |
| | 学友との不和 | 3 | 129 | 6.7 | 5.7 |
| | その他 (教師との関係等) | 4 | 175 | 8.9 | 7.7 |
| | 計 | 21 | 990 | 46.7 | 43.6 |
| その他 | | 7 | 279 | 15.6 | 12.3 |
| 自殺者数 a | | 58 | 3,350 | - | - |
| 原因・動機不詳者 | 数 b | 13 | 1,077 | - | - |
| 原因・動機特定者 | 数 c=a-b (割合:c/a) | 45 | 2,273 | 77.6 | 67.9 |

- 注1) 遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を1人につき3つまで 計上可能としているため、原因・動機別の和と自殺者数は一致しない。
- 注2) 内訳(細区分) は長野県の特徴的な原因・動機のみを計上している。 また、区分別計はその区分の実数であるため、細区分の合計とは一致しない。 (実数3件未満はNAと表示)



■親子・その他家族関係の不和、統合失調症、就職失敗・生活苦、学業不振が全国の割合より特に高くなっている。

資料 2

長野県の自殺対策の取組の評価 ①

現行計画の評価とこれまでの取組状況との関連 [基本施策]

| 区分 | 基本施策 | 取組実績 (実施+コロナで 一部未実施) | 現行計画の評価指標の項目 | | 目標 (2022) | 現在 (時点) | 評価 | 比較結果 |
|----|--------------------|----------------------------|--|------------------|--------------|------------------------------------|-----|-------------|
| 目標 | 基本施策と重点施策全体 | 98.2% | 自殺死亡率(人口10万対) | 16.5 (2016) | 13.6 | 16.3 (2021) | 要努力 | |
| 1 | 市町村等への支援の強化 | 100% | 自殺対策計画を策定している市町村数 | 48市町村 (2017.3) | 77市町村 | 73市町村 (2022.3) | 順調 | 0 |
| | | 10070 | 自殺対策推進センターの研修開催数 | 3回 (2017) | 3回以上 | 3回 (2021) | 順調 | 0 |
| 2 | 地域・庁内におけるネットワークの強化 | 100% | 自殺対策連絡会議の開催数 | 2回 (2017) | 1回以上 | 1回 (2021) | 順調 | 0 |
| | | 10070 | 自殺対策戦略会議の開催数 | 1回 (2017) | 1回以上 | 1回 (2021) | 順調 | 0 |
| 3 | 自殺対策を支える人材の育成 | 100% | 支援関係者を対象とした研修等を実施する圏域 数 | 9圏域 (2016) | 10圏域 | 4圏域 (2021) | 要努力 | |
| | 日秋刈水を文える八仞の月成 | 100% | ゲートキーパー研修受講者数 | 4,494人 (2017) | 5,219人 以上 | 12,073人 (2021) | 順調 | 0 |
| 4 | 県民への啓発と周知 | 100% | 「よりそいホットライン」の認知率 「こころの健康相談統一ダイヤル」の認知率 | - | 2/3以上 | 23.4% (2021) 42.6% (2021) | 要努力 | Δ |
| | | | 「ゲートキーパー」の認知率 | - | 1/3以上 | 12.9% (2021) | 要努力 | \triangle |
| 5 | 様々な「生きる支援」の推進 | 97.5% | 自殺未遂者支援に取り組む医療機関の割合 | 83.3% (2016) | 増加 | 87.3% (2021) | 順調 | 0 |

長野県の自殺対策の取組の評価 ②

現行計画の評価とこれまでの取組状況との関連 [重点施策]

| 区分 | 重点施策 | 取組実績 (実施+コロナで 一部未実施) | 現行計画の評価指標の項目 | 計画策定前 | 目標 (2022) | 現在 (時点) | 評価 | 比較結果 |
|----|-----------------------|----------------------------|--|-----------------|--------------|-----------------------|-----|-------------|
| | | | 20歳未満の自殺死亡率 | 3.0 (2016) | 0 | 4.80 (2021) | 要努力 | \triangle |
| | | | SOSの出し方に関する教育を実施する公立中学 校の割合 | - | 100% | 87.8% (2021) | 要努力 | \triangle |
| 1 | 未成年者の自殺対策の強化 | | 自殺対策(「SOSの出し方に関する教育」を含む)に 関する研修に参加する公立中・高等学校数 | - | 全校参加 | 290校中 270校 | 要努力 | \triangle |
| | | | 自殺対策(「SOSの出し方に関する教育」を含む)に 関する学校関係者と行政職員等が参加する研修 会の開催回数 | - | 年1回開催 | 5回 (2021) | 順調 | 0 |
| 2 | 高齢者の自殺対策の推進 | 100% | 70歳以上の自殺死亡率が全国より低い圏域数 | 8圏域(2016) | 10圏域 | 6圏域 (2021) | 要努力 | \triangle |
| 2 | 同即有の日秋刈束の推進 | 100% | 生きがいを持って生活している高齢者の割合 | 65.2% (2016) | 増加 | 60.1% (2019) | 要努力 | \triangle |
| | | | 経済・生活問題を理由とする自殺者数 | 65人 (2016) | 48人以下 | 51人 (2021) | 順調 | 0 |
| 3 | 生活困窮者自立支援制度と自殺対策の連携強化 | 87.5% | 生活困窮者自立支援制度と自殺対策の支援関係 者が参加する研修等を実施する圏域数 | - | 10圏域 | 4圏域 (2021) | 要努力 | \triangle |
| | | | 生活困窮者自立支援制度と自殺対策の担当課が 互いの関係機関との連絡会議等に参画 | - | 年1回 以上参加 | 1回 (2021) | 順調 | 0 |
| | | | 勤務問題を理由とする自殺者数 | 46人 (2016) | 34人以下 | 29人 (2021) | 順調 | 0 |
| 4 | 勤務問題による自殺対策の推進 | 92.3% | 職場いきいきアドバンスカンパニー認証企業数 | 88社 (2018) | 200社 | 198社 (2021) | 順調 | 0 |
| 4 | 判が问返による日权刈束の推進 | 92.3% | 健康経営優良法人認定法人数 ・大規模法人部門 ・中小規模法人部門 | 3社 11社 | 増加 | 30社 434社 (2021) | 順調 | 0 |

長野県の自殺対策の取組の評価 ③

「子どもの自殺ゼロ」を目指す戦略のこれまでの取組状況と評価

取組状況・・・戦略初年度(R1)から令和3年度までの取組状況を次の基準で評価

A:実施 B:一部実施(コロナの影響) C:一部実施(コロナ以外の影響)

D:年度内に実施予定 E:実施予定なし(事業廃止等)

F:実施予定なし(コロナの影響により中止) G:実施予定なし(E、F以外)

| 3本柱 | 主な事業 | | 事 | ī. | 業 | 数 | |
|----------|---|----|--------|--------|------|-------|-------|
| 3年性 | 土仏争未 | 総数 | А | В | С | D | E |
| (1) | ・各種ゲートキーパー研修の開催 ・生活困窮世帯等への学習・生活支援 | 18 | 16 | 2 | | | |
| | ・LINE相談窓口による相談の実施 | | 88. 9% | 11. 1% | 0.0% | 0. 0% | 0.0% |
| ② | ・SOSの出し方に関する教育の推進 ・ワークショップの実施 | 9 | 7 | 1 | | | 1 |
| | ・教員のSST研修の実施 | | 77. 8% | 11.1% | 0.0% | 0. 0% | 11.1% |
| 3 | ・信州子どもカフェの設置の推進 | 5 | 4 | | | | 1 |
| 3 | ・ハローアニマル等による子どもの居場所づくり支援・ ・大学生等による学習支援を支援 | | 80. 0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 20.0% |
| | 計 | | 27 | 3 | 0 | 0 | 2 |
| | | | 84. 4% | 9.4% | 0.0% | 0.0% | 6.3% |

※F、Gはなし

| 数値目標 | 現行計画の評価指標の項目 | 計画 策定前 | 目標 (2022) | 現在 (時点) | 評価 |
|---------|--------------|---------------|--------------|----------------|-----|
| (第3次計画) | 20歳未満の自殺死亡率 | 3.0 (2016) | 0 | 4.80 (2021) | 要努力 |

第3次長野県自殺対策推進計画の概要

「誰も自殺に追い込まれることのない信州」を目指して

~県民一人ひとりのかけがえのない大切な「いのち」を守り、支える~

計画期間

平成30年度(2018年度)~2022年度【5年間】

【これまでの取組】

(信州保健医療総合計画に包含)

O **第1次計画** 【計画期間】 _{平成22~24年度}

- ☆ 対策の推進体制を整備・構築
- ・自殺予防情報センターの設置
- 全圏域で定期の相談会を開催
- ・自死遺族交流会の拡大実施 等

O 第2次計画 【計画期間】 平成25~29年度

☆ 市町村等と連携し、対策を拡大

- ・年5,000人紹のゲートキーパー養成
- 支援関係者向けの研修を充実
- ・民間団体との連携事業の実施 等

【自殺の現状】

〇 自殺者数・自殺死亡率の推移

・減少傾向にあるが、未だに1日およそ1人のペースで自殺が発生



〇 性·年齡別状況

- ・40~60代の男性の自殺死亡率が高く、かつ自殺者数も多い
- ・80歳以上の男性の自殺死亡率が高い
- ・20歳未満、20代及び60代以上は横ばい又は減少幅が小さい

〇 子ども・若者

- ・10代後半から30代後半の死亡原因の1位が自殺
- ・未成年者の過去5年間の自殺死亡率(平均)が高い

土成年老の白処老粉の堆移及び立物白処死亡家(人口10万計)

| | /\/X | T-10 07 11 | (X 'C) (X V) II | 19XV | 一つ口杖ルロ | _+() | 073 737 |
|--------|------|------------|-----------------|------|--------|------|---------|
| EZ . | > | | 自 | | 自殺死亡率 | | |
| · 区 | 分 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | (5年平均) |
| 全 [| 田 | 585 | 547 | 536 | 537 | 501 | 2.4 |
| 県 | | 17 | 19 | 19 | 11 | 11 | 4.1 |

〇 社会環境

- ・自殺死亡率は 無職者>有職者で、特に無職の中高年男性が高い
- ・職業別では、「被雇用者・勤め人」が最も多い
- ・勤務問題を理由とする自殺は横ばい

【これからの取組】

- ☆ 保健・医療分野に加えて、福祉、教 育、労働等の関連施策が有機的に連携
- ☆ 自殺の現状を踏まえた重点分野への 対策と、基盤となる施策の実施

【基本方針】

〇 社会的な取組として推進

自殺は多くが追い込まれた末の死 → 防ぐことのできる社会的な問題

〇 生きることの包括的な支援

・生きる支援を総動員して対策を推進

〇 全庁的な取組

・関連施策の各担当部署・担当者が、 自殺対策の一翼を担っている

〇 対応の段階に応じた対策

- ・事前対応(自殺の危険性が低い段階)
- ・危機対応(自殺発生の危険に介入)
- ・事後対応 (新たな自殺の発生を防ぐ)

〇 実践と啓発

- ・援助希求行動の促進や早期発見・早期 対応のための広報・教育活動
- ・メディアへの適切な自殺報道の周知

〇 役割の明確化

・県、市町村、関係機関・民間団体、 企業、学校、県民のそれぞれの役 割を明記

O PDCAサイクル

・自殺対策のPDCAサイクルを回すこと で、「誰も自殺に追い込まれること のない信州」を実現

【施策の展開】

重点1 未成年者

- ・未成年者の自殺ゼロを目指す
- 自己肯定感の向上
- ・自ら助けを求められる力の醸成
- ・相談しやすい体制の整備
- ・生き心地の良い地域づくり
 - SOSの出し方に関する教育の プログラム構築と全県展開
 - LINE等SNSを活用した相談
 - ハローアニマル子どもサポート
 - 生活困窮家庭の子どもの学習支援
 - ・子どもの居場所づくり 等

重点2 高齢者

- 社会的な孤立の解消
- 必要な支援への早期のつなぎ
- 生きがいのある社会づくり
 - ・高齢者の居場所づくり
 - 支援関係者への情報提供
 - ・啓発活動の推進
 - 人生二毛作社会の確立 等

重点3 生活困窮者

- ・まいさぽとの連携強化
- 支援へのつなぎの強化
- 支援機関同士の円滑な連携
 - ・まいさぽの相談支援力の向上
 - ・まいさぽと合同の相談会・研修会
 - 税務職員へのゲートキーパー研修
 - ・共通の相談票の導入 等

重点4 勤務問題

周知啓発

- ・職場のメンタルヘルス対策
- 職場環境改善や健康経営の推進 ・ 県の働き方改革推准と企業への
 - ・ 労働局等と連携した企業への啓発
 - ・労政事務所における特別労働相談
 - 職場いきいきアドバンスカンパニー 健康経営優良法人の拡大
 - ・勤務間インターバル制の試行 等

基盤となる取組

- 〇 全庁での「生きる支援」の推進
- 〇 市町村等への支援
- 〇 地域・庁内ネットワークの強化 ・庁内会議、有識者会議の開催
- 〇 啓発と周知
- 〇 人材育成

- ・事業の棚卸しによる各部局の事業と 緊密に連携した対策の実施
- ・市町村への技術支援・助言
- ・ハンカチ型・御守り型リーフレット
- ・ゲートキーパーの養成 等

【数値目標】

自殺死亡率(人口10万対)を過去最低(S42)の13.6以下とする (自殺者数に換算した場合 → およそ270人以下)

長野県「子どもの自殺ゼロ」を目指す戦略の概要

戦略の位置付け

第3次長野県自殺対策推進計画(平成30年3月策定)を踏まえた「子どもの自殺対策」に特化した個別戦略(戦略期間:2019年度~2022年度)

基本方針

自殺のリスクを誰にも気づいてもらえない子ども、必要な支援が受けられない子どもをゼロにすることにより、「**子どもの自殺ゼロ」を目指す**。

戦略の特徴

- ハイリスクの子どもの把握と「子どもの自殺危機対応チーム」設置
- 進化する戦略 (ビッグデータの A I による多角的分析の検討等)

現状と課題

- ハイリスク者への危機介入の強化が必要大人の認識不足、関係機関の連携・対応力の強化、相談支援を受けやすい環境づくり
- 危機的状況に陥らないための教育等が必要援助希求行動がとれない、コミュニケーションが苦手等
- 子どもを取り巻く環境を整備する必要子どもの心に響く効果的取組、多様な子どもの居場所、ネット時代に特有の課題等

重点施策

ハイリスクの子どもの把握と「子どもの自殺危機対応チーム」による 対応困難ケースへの個別支援、人材育成

主な取組

- 1 ハイリスク者の実態把握と関係機関による情報共有
 - ・ 学校や市町村等が抱えているハイリスクの子どもの実態を把握、関係機関の情報 共有により円滑な連携支援を実現
- 2 「子どもの自殺危機対応チーム」(以下、「対応チーム」という。)による個別支援
 - ・ 自殺対策の専門家で構成する対応チームが、困難ケースに対応
- 3 人材育成
 - ・ 地域の支援者が、対応チームによる個別支援に関わり、実践的な対応力を向上
 - 対応チームの支援を通じて得られたノウハウを研修により県内に普及
- 4 精神科医療へのつなぎ強化
 - 早期から適切な精神科医療を受けられるよう、圏域ごとに設置する関係者会議等のネットワークを活用した「つなぎ」の強化

子

1 自殺のリスクを抱えた未成年者への危機介入 (ハイリスクアプローチ)

(1) 大人の気づきの感度と対応力の強化

- 県民との危機感の共有とゲートキーパー研修の拡充
- PTA指導者研修、学級PTAの機会等を活用した保護者に対する啓発
- 教職員向け自殺予防研修の充実、教職員会議における研修の実施
- 子ども支援者を対象とするスキルアップ研修会の開催

(2) 困難ケースへの対応の強化

- ハイリスクの子どもの把握と対応困難ケースに対応する対応チーム設置
- 対応チームによる支援に地域支援者が関わることで実践的対応力の向上
- 早期から適切な精神科医療を受けられるよう、「つなぎ」の強化
- ハイリスクの子どもに対する切れ目ない包括的な支援のための関係機関 の連携強化(子ども家庭支援ネットワークの普及促進、「まいさぽ」との連携)

(3) 学校の対応力の強化

- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの拡充と資質向上
- 実態把握を踏まえた関係機関との連携のあり方、効果的な人材配置の研究
- 学校環境適応感尺度(アセス)の活用によりSOSを発信する生徒を 早期把握・対応

(4) 相談・支援体制の強化

- SNS相談から実支援へのつなぎの強化
- 生活困窮家庭の子どもの学習・生活支援の拡充
- 自殺事例の分析結果、支援を通じて得た知見を対策に反映

2 自殺のリスクを抱える前段階における予防策(ポピュレーションアプローチ)

- SOSの出し方に関する教育の全県展開
- SST (ソーシャル・スキル・トレーニング) の充実
- 日本財団HEROsアンバサダーによる講演・ワークショップ
- SNSを活用した情報発信

3 自殺のリスクを抱えさせない「生き心地の良い地域づくり」

- 若者から「生き心地のよい」地域づくりの提言をもらう機会の創出
- 住民支え合いワークショップの開催支援
- 多様な居場所づくりの推進(大学生のサポートを得られるなど)
- インターネットの適正利用の推進

のポイソト 自殺総合対策大綱」



- 女性
-) 自殺対策基本法が成立した平成18年と、コロナ禍以前の令和元年の自殺者数を比較すると男性は38%減、女性は35%減となっており、<u>これまでの取組みに一定の効果があったと考えられる。(平成18年:32,155人-合和元年:20,165人)</u> 自殺者数は依然として毎年2万人を超える水準で推移しており、男性が大きな割合を占める状況は続いているが、更にコロナ禍の影響で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことなどにより、<u>女性は2年連続の増加、小</u>が、更にコロナ禍の影響で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことなどにより、<u>女性は2年連続の増加、小</u>中高生は過去最多の水準となっていることから、今後5年間で取り組むべき施策を新たに位置づける。

・若者の自殺対策の更なる推進・強化 子ども

- 自殺等の事案について詳細な調査や分析をすすめ、自殺を防止する方策を検討。 子どもの自殺危機に対応していくチームとして学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることができる仕組み等の構築。 命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応等を含めた教育の推進。
- タブレットの活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型支援情報の発信。 時の自殺予防強化、 学校の長期休業
 - 治・若者の自殺対策を推進す 令和 5 年 4 月に設立が予定されている<mark>「こ</mark>

女性に対する支援の強化 7

づけて取組を強化。 とした課題を踏まえた女性の自殺対策を「当面の重点施策」に新たに位置

地域自殺対策の取組強化 ന

- ラットフォームづくりの支援。 や支援に必要な情報共有のためのプ
 - 地域自殺対策推進センターの機能強化。

総合的な自殺対策の更なる推進

- 丸となって取り組んできた総合的な施策の更なる推進・強化。 国、地方公共団体、医療機関、民間団体等が-
- ■SNS相談体制充実 ■精神科医療との連携 ■ゲートキーパー普及※ ■自殺者や親族等の名誉等
- ■調査研究 ■国際的情報発信など ■性的マイルティ支援 ■誹謗中傷対策 ■自殺報道対策 ■孤独·孤立対策等との連携 ■自殺者や親脱 ■自殺未遂者支援■勤務問題 ■遺族支援

※ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

の商戦 自殺総合対策大綱〕

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

艦點 自殺の現状と自殺総合対策における基本 第2

自殺は、その多くが追い込まれた未の死である

年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進(新) |殺への影響について情報収集・分析

- T活用を推進
- 非正規雇用労働者、ひとり親、フリーランス、児童生徒への影響 無業者、

地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

第3 自殺総合対策の基本方針

- 生きることの包括的な支援として推進する
- けた政策としての意義も持つ旨を明確化
- 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む 2.
- こののでは、いまれて、エンスのでは、アンスのでは、これのでは、アンスのでは、アンスの対象を効果的に連動させる

 - 実践と啓発を両輪として推進する 国、地方公共団体、関係団体、「
- 、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明 確化し、その連携・協働を推進する
 - ク化を推進し必要な情報を共有する地域プラット
- 6. 自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮する(新)・ 自殺者、自殺未遂者、親族等への配慮

窗所 国 は旧大舗からの主な数

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

- 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
- 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る 心の健康を支援する環境の整備といの健康づくりを推進する 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

 - 社会全体の自殺リスクを低下させる 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ 遺された人への支援を充実する
 - 民間団体との連携を強化する 10.
- 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
- 勤務問題による自殺対策を更に推進する

第5 自殺対策の数値目標

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、 自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)を平成27年と比べて :13.0以下) ※令和2年:16. 30%以上減少させることとする。 平成27年:18.5 ⇒ 令和8年

第6 推進体制等

- 国における推進体制
- ・ 指定調査研究等法人 (いのち支える自殺対策推進センター) が、エビデンスに基づく政策支援、地域が実情に応じて取り組むための人材育成等を推進
 2. 地域における計画的な自殺対策の推進
 ・ 地域自殺対策計画の策定・見直じ等への支援
 - - 3. 施策の評価及び管理
- 社会経済情勢の変化、自殺をめぐる諸情勢の変化等を踏まえ、おおむね5年を 4. 大綱の見直し
 - 目途に見直しを行う

対策大綱」 自殺総合対策における当面の重点施策の概要> 四数数分 多数。 为。 皿

・ジの作成 ■地域自殺実態プロファイル、地域 自殺対策の政策パッケージの作5 ■地域自殺対策計画の策定・見

直し等の支援

■地域自殺対策推進センターへの

・地域自殺対策推進センター長の設置の支援 ・全国の地域自殺対策推進センター長によ

・全国の地域自殺対策推進センター長による会議の開催に向けた支援 ■ 自殺対策の専任職員の配置・専任部署の段置の促進

■自殺予防週間と自殺対策強化

月間の実施 ■児童生徒の自殺対策に資する

・命の大切と・尊さ、505の出し方、精神疾患へ の正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の 保持に係る教育等の推進 自殺や自殺関連事象等に関する

その多くが追い込まれた未の死である」 とは、生きることの包括的支援である」 「自殺対策とは、生 という認識の普及 ての普及啓 ・「自殺は、

正しい知識の普及、うつ病等につい

る正し、知識の普及促進

■自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用

■大学や専修学校等と連携した自

殺対策教育の推進

■連携調整を担う人材の養成■かかりつけ医、地域保健スタッフ、

の自殺調 相談機関等に集約される情報の活用の検討

■子ども・若者及び女性等の 査、死因究明制度との連動

・自殺等の事案について詳細な調査・分析 ・予防のための子だもの死亡検証(CDR; Child Death Review)の連進 ・苦毒、女性及び性的マイルティの生きつうき等に 関する支援一体型の実態把握 ■コロナ禍における自殺等の調査 ■うつ病等の精神疾患の病態解明等

しながる学際的研究

スーパーバイザーの役割を果たす専門職の配置等を支援 **事等を支援**

含めた支援者への支援

· <u>若者を含めた</u>ゲートキーパー養成 **■ 自殺対策従事者への心のケア**

公的機関職員等の資質向上 ■教職員に対する普及啓発

5.心の健康を支援する環境の整備と 心の健康づくりを推進する

■職場におけるメンタルヘルス対

SNS海談 -ハラスメント対策の推進、

■地域における心の健康づくり推 ■学校における心の健康づくり推 進体制の整備

大規模災害における被災者の 進体制の整備

心のケア、生活再建等の推進

6.適切な精神保健医療福祉 サービスを受けられるようにす

■精神科医療、保健、福祉等の連 ■精神保健医療福祉サービスを担 動性の向上、専門職の配置

・自殺の危険性の高い人を早期に発見し確実 に精神科医療につなげるよう体制の充実 ■子ともに対する精神保健医療福 社サービスの建供体制の整備 う人材の養成等

祉サービスの提供体制の整備・子どもの心診療体制の整備・ラン病、依存近等うつ病以外の精神疾患等によるバイリスク者対策

■相談体制の充実と相談窓口情報等の分かりやすい発信、アウトリーチ強化

■ ICT (インターネット・SNS等) 活用

SNS等を活用に相談事業支援の拡充。ICTを活用した情報発信を推進。

インターネット上の誹謗中傷及び自殺関連情報対策の強化

・自殺の誘引・勧誘等情報についての必要な自殺防止措置・サイバーバトロールによる取組を推進
特定個人を誹謗中傷する書き込みの速やが対勝の支援や入権租談等を実施

10支ごもの、児童虐待、性犯引手・性暴力の被害者、生活困窮者、ひど親家庭こ対する

支援

りマイノリティの方等に対する支援の充実 ■関係機関等の連携に必要な情報共有

■自殺対策に資する居場所づくりの推進・オンラインでの取組も含めて孤立を防ぐための居場所づり等合推進 ■報道機関に対するWHOガイドライン等の周知 ■自殺対策に関する国際協力の推進

က

対策大綱」 自殺総合対策における当面の重点施策の概要 何 **然部** 徐 4

■地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療 機関の整備

■救急医療機関における精神科医による診療体

制等の充実

■ 民間団体の相談事業に対する支援・多様な相談ニーズに対応するため、SNS等を活用した相談

■民間団体の人材育成に対する支援■地域における連携体制の確立

10.民間

Λ

事業支援を拡充 ■ 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多 発地域における取組に対する支援

■医療と地域の連携推進による包括的な未遂者

・遺族等が直面する行政上の諸手続や法的問題等への支援の 推進

■遺族等に対応する公的機関の職員の資質の

ヤングケアラーとなっている遺児の支援強化

■遺児等への支援

中山

・学校、職場、公的機関における遺族等に寄り添った事後対応 等の促進 ■遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報 提供の推進等

■学校、職場等での事後対応の促進 ■遺族の自助グループ等の運営支援

・自殺未遂者を退除後に円滑に精神科医療につなけるための医療 連携体制の整備 ・自殺未遂者から得られた実態を分析し、匿名でのデータペース化

■居場所づくりとの連動による支援

する支援

・<u>傾聴スキルを学べる動画等の作成・啓発</u> ■学校、職場等での事後対応の促進

11.子ども・若者の自

■いじめを苦にした子どもの自殺の予防

・長期休業の前後の時期における自殺予防を推進・タブレット端末の活用等による自殺リスクの把握やブシュ型の支援情報の発信を推進・タブレット端末の活用等による自殺リスクの把握やブシュ型の支援情報の発信を推進・学校、地域の支援音等が通視、「子どか回籍效対解にあたるこができる仕組みや緊急対応時の・実験の子どもへの支援について、学校内外における居場所等の確保・不登校の子どもへの支援について、学校内外における居場所等の確保

・命の大切と・尊さ、505の出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保 対に係る教育等の推進 ・子どむが505を出いすい環境を整えるともに、大人が子どものSOSを受け止められる体制を構築 **- 子ども、若者への支援や若者の特性に応じた支援の充実** ・SNS等を活用した開墾業を選め拡充、ICTを活用した情報発信を推進 **- 知人等への支援** ・グートキーバー等を含めた自殺対策従事者の心の健康を維持する仕組みづくり ・プートキーバー等を含めた自殺対策従事者の心の健康を維持する仕組みづくり **- 子とも・若者の自殺対策を推進するための体制整備**

こども家庭庁と連携し、体制整備を検討

12.勤務問題による自殺対策を 更に推進する

13.女性の自殺対策を更に推進する

■長時間労働の是正

・勤務時間管理の徹底及び長時間労働の是 正の推進 ・勤務間インターバル制度の導入促進 ・コロイ格で進ルデェレフー介を含め、職場のメンタリハルズ対策の推進

・「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、過労死等の防止対策を推進 副業・兼業への対応

■ハラスメント防止対策 の推進

■職場におけるメンタルヘルス対策

・<u>パワーハラスメント</u>、セクシュアルハラスメント、 妊娠・出産等に関するハラスメントの防止

■妊産婦への支援の充実
・予期せぬ妊娠等により身体的・精神的な悩み や不安を抱えた若年妊婦等について性と健康 の相談とンター事業等による支援を推進 ■コロナ禍で顕在化した課題を路 まえた女性き

子育て中の女性等を対象にきめ細かな就職

<u>支援。</u>
・配傷者等からの暴力の相談体制の整備を進 める等、被害者支援の更なる充実 ・様々な 政難・観報を抱える女性に寄り添った きめ細かい相談支援等の地方公共団体によ る取組を支援

⇁

 \sim

自殺者数の推移 (参考)

・男女別の推移 自殺者総数

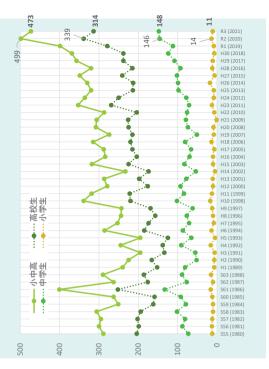
- 自殺対策基本法が成立した平成18年と、コロナ禍以前の令和元年の自殺者数を比較すると、自殺者総数は37%減、男性は38%減、女性は35%減となった。 (H18 32,155人 \rightarrow R1 20,169人) 令和 2年は自殺者総数が11年ぶりに前年を上回り、令和 3年は女性の自殺者数が 2年連続で増加。



枔厚生労働省 pe.<50.000min port

・高生の自殺者数の推移 中・小

- 自殺者総数が減少傾向にある 7112° 小中高生の自殺者数は、 中でも増加傾向となって
 - 令和2年には小中高生の自殺者数が過去最多となり 令和3年には過去2番目の水準となった。



※警察庁「自殺統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成

2

第4次長野県自殺対策推進計画の策定について

令和 4 年 10 月 25 日 保健・疾病対策課

1 計画策定の趣旨

自殺対策基本法(平成18年法律第85号)第13条第1項の規定により、自殺総合対策大綱及び地域の自殺の実情を勘案して、都道府県における自殺対策計画を策定することが義務付けられています。

2 検討体制

関係団体、行政機関等で構成する有識者会議及び庁内会議により検討を行います。

| 検討会議体 | 構成機関 | | | | | | |
|-----------------------|--|--|--|--|--|--|--|
| ① 自殺対策連絡会議 | 医療・福祉・法律・労働・行政機関等により構成する 有識者会議 | | | | | | |
| ② 子どもの自殺対策プロジェクトチーム会議 | 子どもの支援に取組む教育・医療・福祉・行政機関等 により構成する有識者会議 | | | | | | |
| ③ いのち支える自殺対策戦略会議 | 知事・関係部局長により構成する庁内会議 | | | | | | |

3 策定スケジュール(見込)

| 会議体 | R4.8 | R4.9 | R4.10 | R4.11 | R4.12 | R5.1 | R5.2 | R5.3 |
|--|-------------|----------------------|--------------|-------|-------|-------------------|------|-----------|
| ① 自殺対策 連絡会議 | 8/30 (火) | | | | (未定) | | | |
| ② 子どもの 自殺対策 プロジェクト チーム会議 | | | 10/25 (火) | | | パ プ リック コメント実施 | | 部局長会議計画策定 |
| ③いのち支える 自殺対策 戦略会議 | | 9/16 (金) | | | | | | |
| 自殺総合対策大綱 | | 改定大綱 閣議決定 (予定) | | | | | | |

4 計画期間

令和5年度(2023年度)から令和9年度(2027年度)(5年間)

次期長野県自殺対策推進計画策定の方向性について

令和 4 年 10 月 25 日 保健・疾病対策課

■ 長野県の自殺の現状

〇 全世代の自殺死亡率(人口 10 万人対)【目標 13.6 以下(R4 年)】

| | 計画策定前 | R2 | R3 | 計画策定前と | |
|-----|-------|-------|-------|---------|--|
| 区 分 | H28 | | | R3 の比較 | |
| | 1 | 2 | 3 | 4 (3-1) | |
| 長野県 | 16. 5 | 17. 5 | 16. 3 | △0.2 | |
| 全 国 | 16.8 | 16. 4 | 16. 5 | △0.3 | |

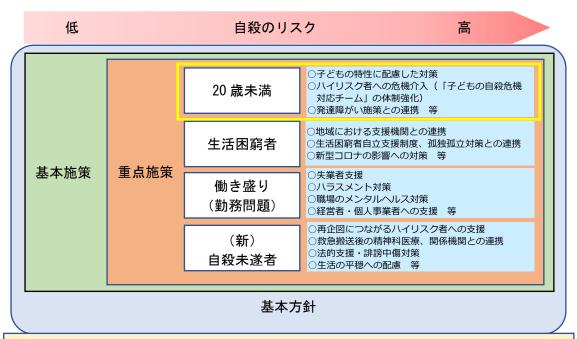
〇 子ども(20歳未満)の自殺死亡率(人口10万人対)【目標 自殺ゼロ(R4年)】

| | | 単年 | | | | 5年平均 | | | |
|---|------------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | - | 戦略策定 | R2 | R3 | 策定前 | 戦略策定 | H28∼R2 | H29∼R3 | 策定前と |
| | 区 分 | 前 H29 | | | と R3 の | 前 H25∼ | | | H29∼R3 |
| | 卢 刀 | | | | 比較 | H29 | | | の比較 |
| | | (5) | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | (11) | 12 |
| | | | | | (7-5) | | | | (1)-9) |
| ĺ | 長野県 | 3. 87 | 4. 13 | 4.80 | +0.93 | 3. 97 | 3. 89 | 4. 26 | +0. 29 |
| | 全 国 | 2. 59 | 3.68 | 3. 74 | +1. 15 | 2. 44 | 2. 89 | 3. 18 | +0.74 |

■ 問題意識

○ 現計画に記載の具体的取組のうち、コロナ禍による一部中止があるものの8割以上を実施した。しかし、数値目標の達成は困難な状況にある。(【資料2】参照) 今後、より実効性のある対策を行うためにはどういった取組を進めるべきか。

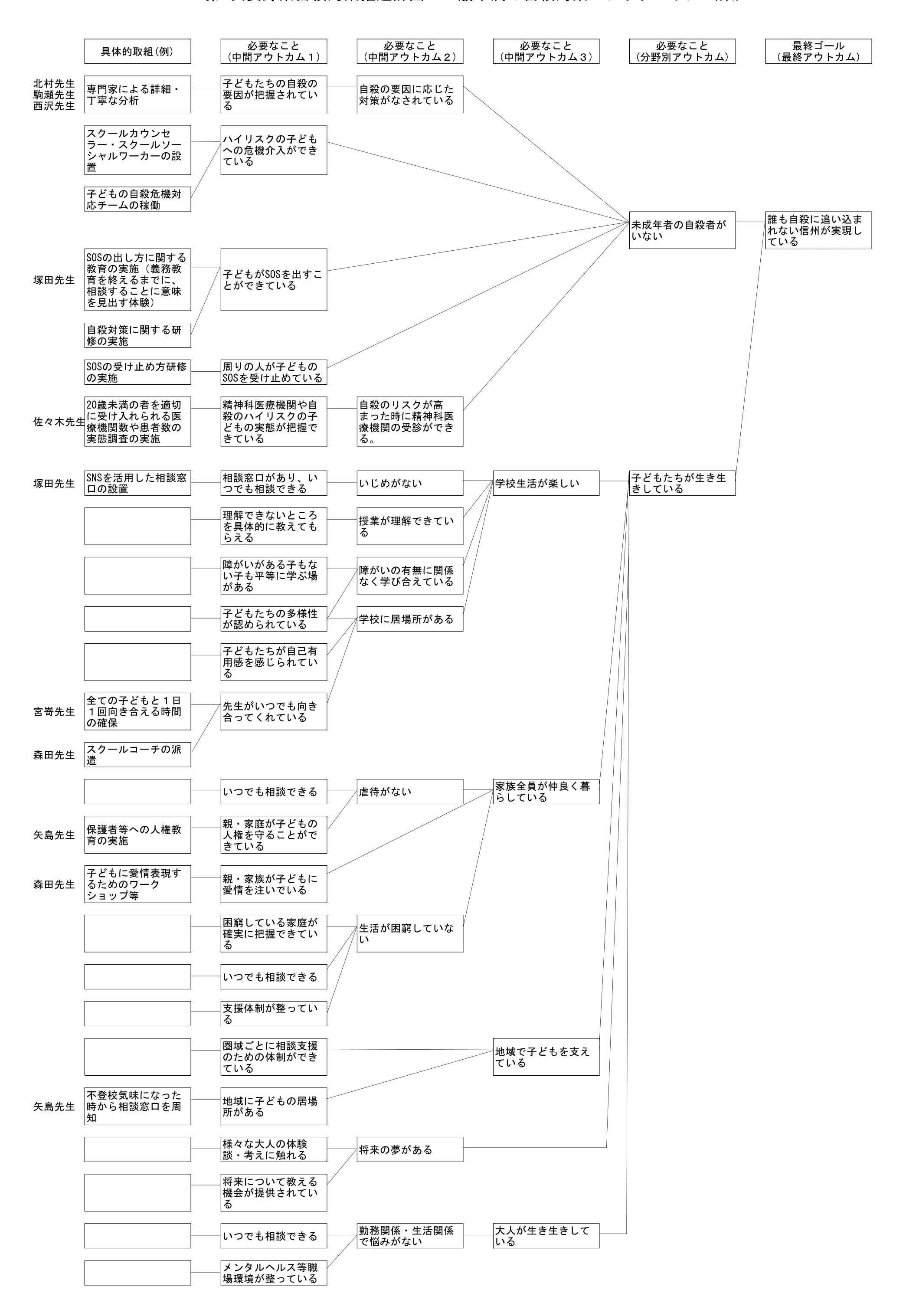
次期長野県自殺対策推進計画の方向性|



数値目標

- ・自殺死亡率 13.6 以下(S42) ((大綱) H27 比で 30%以上減少(H27:18.2→12.7 以下))
- ・子ども(20歳未満)の自殺をゼロに近づける。

第4次長野県自殺対策推進計画 20歳未満の自殺対策ロジックモデル (案)



長野県における自殺未遂者支援実態把握調査結果について (市町村及び救急告示医療機関)

| 調査目的

コロナ禍の影響もあり全国的に自殺者数の増加が懸念される中、県内におけるハイリスク者 である自殺未遂者への支援の実態を把握し、地域の支援機関との連携による支援などの施策 を検討し、今後の具体的な取組につなげる。

2 調査対象

調查1:長野県内救急告示医療機関(89 病院) 回答数 67、回答率 75%

調查2:長野県内市町村(77 自治体) 回答数 77、回答率 100%

3 調査内容 (調査対象期間:R2.4.1~R3.12.31)

自殺未遂者発見後の支援や連携状況、自殺未遂者支援にあたっての課題等

○調査 | (救急告示医療機関):身体的処置後の対応状況、外部の支援機関との連携状況、連

携上の課題、マニュアル等の整備状況等

○調査2(市町村) :自殺未遂者に係る情報提供を受けた実績、情報提供を受けた

後の対応状況(具体的な対応策、連携機関、支援の課題)等

4 結果

【調查1:救急告示医療機関】

- (1) 市町村と連携を行った実績があると回答した医療機関は少なかった。(15件・22.4%)
- (2) 半数以上が自殺未遂者の院内対応におけるマニュアル等の必要性を感じていた。(36 件・53.7%)

一方で実際にマニュアルやフローを作成している医療機関は一割程度であった。(6 件・9.0%)

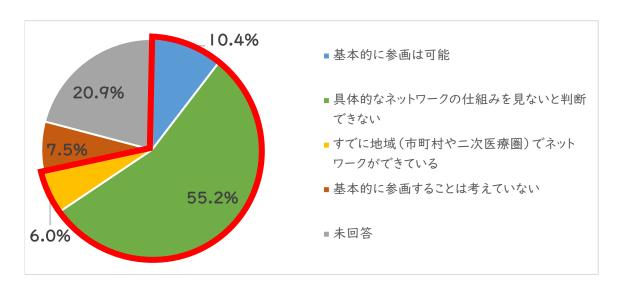
(3)外部機関へつなげる際の最大の課題は、本人の不同意であった。(28件・41.8%)

【グラフ | 外部の支援機関へつなげる際の課題(救急告示医療機関) ※複数選択】



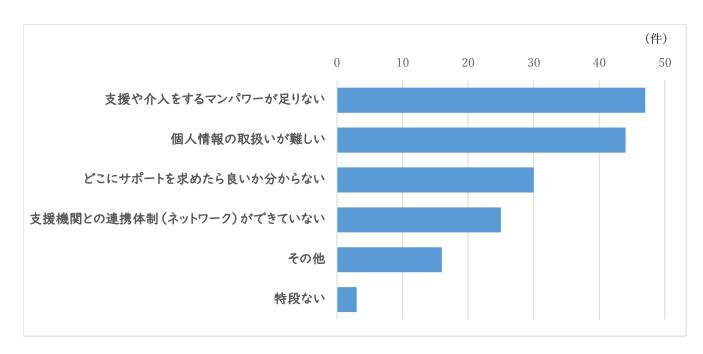
長野県における自殺未遂者支援実態把握調査結果について (市町村及び救急告示医療機関)

(4)多くの医療機関で自殺未遂者支援ネットワークへの参画に関心を示していた。(71.6%) 【グラフ 2 地域で自殺未遂者支援ネットワークが構築される場合、参画の考え】



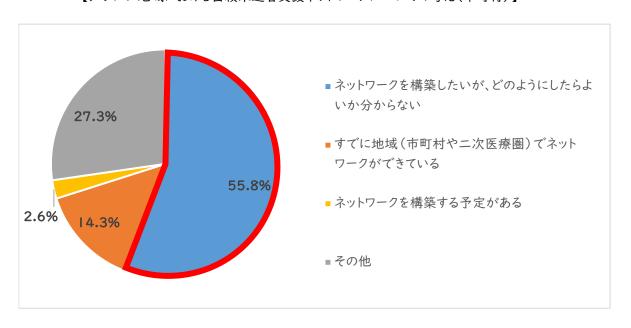
【調査 2:市町村】

- (1) 自損行為による救急搬送件数(令和2年 499 件:長野県消防統計)と救急告示医療機関から市町村への情報提供の件数(令和2年度:7件)には大きなギャップがあった。
- (2) 市町村においても対象者の個人情報の取扱いに苦慮している市町村が半数以上あった。 【グラフ3 自殺未遂者支援にあたり課題となっていること(市町村) ※複数選択】



長野県における自殺未遂者支援実態把握調査結果について (市町村及び救急告示医療機関)

(3)多くの市町村では、地域での自殺未遂者支援ネットワークへの参画に関心を示していた。 【グラフ4 地域における自殺未遂者支援ネットワークについての考え(市町村)】



5 今後の自殺未遂者支援が目指す方向性について

- ・圏域の既存のネットワーク会議等を活用しながら、自殺未遂者支援について情報交換や協議する場を設け、機関同士が連携して自殺未遂者に対応する枠組みを構築していく。
- ・自殺未遂者の搬送後の対応については、既に策定している医療機関のマニュアル等を参考に、整備を進めていく。
- ・自殺未遂者の個人情報の取扱いに関するルール等を明文化し、自殺対策関連の庁内会議やネットワーク会議で共有、再確認をすることでスムーズな連携を可能とする。
- ・自殺未遂者への救急出動や搬送を担う消防部門への追加調査を行う(R4.5に実施)。

長野県における自損行為者の救急出動実態調査(消防版)について

I 調査目的

自殺ハイリスク者である自殺未遂者の実態を把握し、消防部署と地域の支援機関がどのように 連携して自殺未遂者支援を実施すべきかを検討するため。

2 調査対象

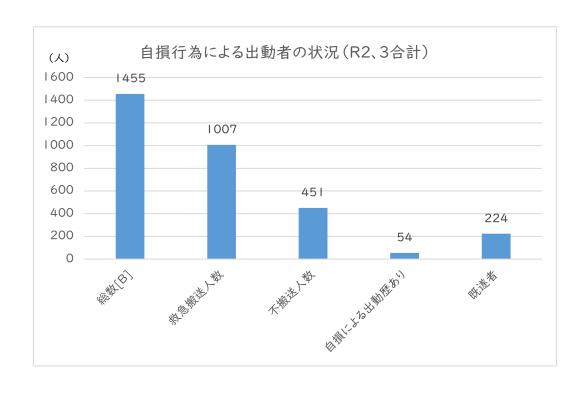
長野県内の消防本部及び消防局(13 か所)※回答数 13、回答率 100%) 調査期間:令和2年1月1日から令和3年 12 月 31 日

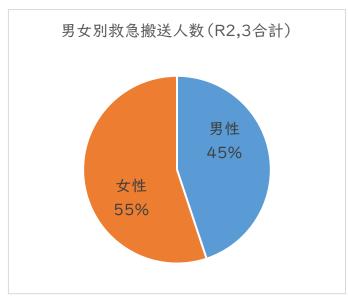
3 調査内容

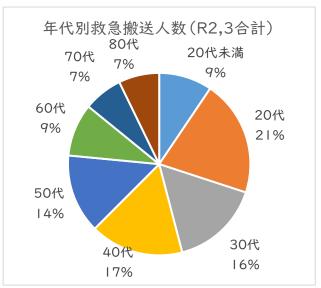
自損行為による救急出動件数や自損行為をした傷病者の搬送先医療機関、救急出動対象者 支援として取り組んでいること等。

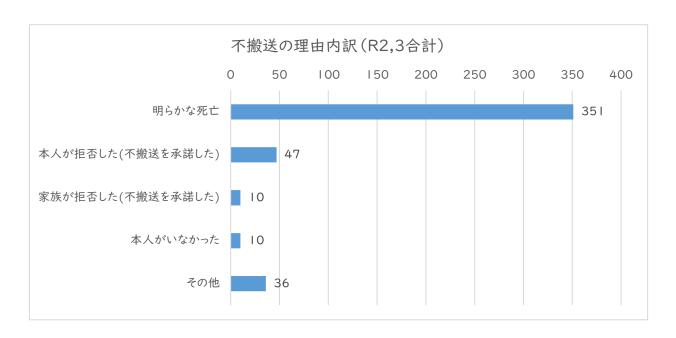
4 結果

- (1)年間700人強が自損行為による救急出動を要請されている(うち15%が自殺既遂者)。
- (2)不搬送理由は、「明らかな死亡」が最も多く、次に本人の拒否(不搬送の承諾)となっている。
- (3) 外部機関への紹介、連絡、本人家族へ相談窓口のリーフレットを渡しているのは | 機関ずつのみ。
- (4)地域での自殺未遂者支援ネットワークに参画しているのは6機関。残り7機関も関心は示している(2機関は参画可能、5機関は具体的な仕組みを見てから検討)。









3 救急出動対象者支援として取り組んでいること

| 回答 | 機関数 |
|----------------------|-----|
| 外部機関(搬送先以外)の紹介 | 1 |
| 外部機関への連絡 | 1 |
| 本人、家族への相談窓ロリーフレットを渡す | 1 |
| 自死遺族交流会の紹介 | 0 |
| その他 | 0 |
| 該当なし | 11 |

- 5 今後の方向性について
- ・不搬送者やその家族に対し、消防職員からリーフレット等を渡して相談窓口の情報提供を行うことを検討する。
- ・自損行為搬送者を、精神科が併設されていない救急告示医療機関から、地域の精神科医療機関へつなぐ体制を推進する。
- ・先進的な取り組みをしている医療機関や消防署のノウハウを広げ、リスクの高い自損行為者の情報を支援機関で迅速に共有できる体制作りを進める。
- ・自殺対策に関するネットワーク体制が未整備の圏域では、ネットワークを構築していく。ネットワークがある圏域であっても、自殺未遂者支援に関する協議が十分ではない場合もあるため、ネットワーク会議の中で、自殺未遂者支援に関するテーマを取り扱い、具体的な連携方法を模索していく。
- ・自殺未遂者支援に携わる職員への継続的な研修と、未遂者支援に特化した財政措置等の支援 を行っていく。

自殺未遂者支援 フローチャート (イメージ図)

